様式第5号

**各戸メータ設置申請及び設置条件承諾書（受水槽給水用）**

１　この度、給水装置工事の申込を行うにあたり、受水槽以下に遠隔指示メータを別記のとおり設置しますので設置承認をお願いいたします。

２　戸別メータの設置承認を申請した受水槽以下の装置（以下「導水装置」という。）の維持管理及び水質に関する責任は一切所有者又は使用者が負うとともに必要の都度、定期又は随時に点検を行い、メータの管理及び計量に支障がなく、かつ、水が汚染され、又は漏れることのないよう努めます。

　　なお、導水装置において漏水が発生した場合、その漏水により貴町に与えた損害は、所有者又は使用者が負担します。

３　導水装置は、次の条件に適合する構造とし、かつ「集合住宅等における各戸検針・各戸徴収に関する取扱い」を遵守する等全て貴町の指示を履行いたしますので、完了検査合格後において、「各戸検針・各戸徴収に関する特別契約（受水槽給水用）」の締結の申出の際は、よろしくお取り計らいください。

　　なお、契約が締結された以降においても貴町の指示を遵守致します。

＜条　件＞

給水形態

　　　自然流下又は加圧式給水構造のものであり、かつ、井水、その他の水と混用しないものであること。

配管構造

　　①　停滞空気の発生しないものであること。

　　②　衝撃防止のための措置を行ったものであること。

　　③　逆流防止のための措置を行ったものであること。

　　④　凍結防止のための措置を行ったものであること。

　　⑤　各戸メータの取付点における圧力は、原則として静水圧４kgf/㎠｛0.392Mpa｝以下とするための措置を行ったものであること。

メータ設置環境

　　①　メータ損傷の危険がなく、かつ、メータが水平に取り付けられる構造であること。

　　②　メータの設置、点検及び取替作業が容易に行えるものであること。

　　③　凍結防止の措置を講じたものであること。

４　導水装置に対し、貴町が必要と認めたときは、構造及び使用材料などの調査を行うことを承諾します。また、調査により指示された事項は、期限内に履行します.

５　導水装置の設置工事は貴町指定給水工事事業者に施工させます。

６　上記事項の条件について、取扱い上なお必要な事項については、武豊町給水条例、同施行規則、給水装置工事施工基準の例にならって施行します。

７　上記事項の条件を使用者に周知徹底させ、装置に起因する紛争等については、当事者間で解決し、一切貴町に迷惑をかけません。

８　導水装置の維持管理及び貴町に対する連絡などの事項を処理するために給水条例第15条の規定に基づき管理人を選定し、届け出ます。また給水条例第18条の規定に基づき届出内容に変更があったときも届け出ます｡

９　導水装置の所有者を変更するときは、新所有者に導水装置が条件付のものであることを了知させるとともに直ちに所有者の変更を貴町に届け出ます。

　　年　　月　　日

武豊町水道事業　武豊町長

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受水槽以下装置  メータ設置申請者 | 住　　所  氏名又は名称 | 印 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 各戸メータ設置場所  個数  口径 | | | 新規・改造（増・減） | | | | | | 住宅種別　分譲・賃貸 | | |
| 各戸メータ  口径・個数 | 住宅  用 |  | 13mm  ＊料金個数  （改造前の個数） | | 20mm | mm | | 共  用 | 13mm | 20mm | mm |
| ＊料金個数  （改造後の個数） | 個 | | 個 | 個 | | 個 | 個 | 個 |
|  | 個 | | 個 | 個 | | 個 | 個 | 個 |
| 方式 | 遠隔装置メーカー名 | | | | | | | | | | |
| 受水槽　　　　　　　　　　　　　　　㎥ | | | | | | 高架水槽　　　　　　　　　　　　　　㎥ | | | | | |
| 受水槽以下装置  所　　有　　者 | | 住　　所  氏名又は名称 | | 印 | | | | | | | |
| 給水装置所有者 | | 住　　所  氏名又は名称 | | 印 | | | | | | | |
| 管　　理　　人 | | 住　　所  氏名又は名称 | | 印 | | | | | | | |
| 指 　　　定  給水装置工事  事　 業　 者 | | 印 | | | | | 備  考 | |  | | |

以上